

Title	徳川時代 東海道の交通量に関する一考察
Sub Title	
Author	金澤, 仞
Publisher	三田史学会
Publication year	1931
Jtitle	史学 Vol.10, No.2 (1931. 6) ,p.131(289)- 168(326)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19310600-0131

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

徳川時代 東海道の交通量に關する一考察

東海道の、各時代に別ちたる交通の量を知るといふことは意義あり興味ある事柄である。しかし、夫れには資料がまことに乏しい。のみならずいろいろな混亂を伴つてゐる。

たとへば、謂ふ所の「東海道交通」の内容に於ても、江戸を發足點として、京阪に至るもの、駿府までのもの、神奈川までのものがあり、また大井川を此の岸より彼の岸に往復するのみの地方民さへ含まれる。この百人百様の旅程が、分類されようもない數字として羅列せられてゐる。

旅客を算へるのには、城下に於てするよりも松並木道に於てする方が容易である。そして大きな渡船場や關所は交通に於ける城下である。眞の旅

客を、——東海道の旅人をこゝに見分けることは

却々にむづかしい。こゝに、小さき、たとへば富士川の渡船場の直ぐ東に在る潤川の川越場の如きは、宛ら一つの松並木道である。そこは公けの渡場の如く何人も必ず通らなければならぬといふところではない。所の百姓達は各自に涉つて行く。しかし旅笠をかぶつた人達のみはその川越を雇ふことを要する。若し、こゝに信憑すべき記録が

存するならば幸であるが、それがないのである。私は、姑く富士川渡船を中心として、新たに囑

目した資料により之が推算を試みたいと思ふ。

二

渡船者の數を知る最も直接な資料は「賃錢留」である。

富士川に於て、寶永四年七月、舟賃三割増の新制を期として賃錢留帳が作られてゐる。

これには次の如き前書さが附されてゐる。

覺

一、此度舟賃三割御増被下候に付當七月朔日方末々岩淵當番庄屋三人錢取番所の相詰前々之通錢取番三人にさらせ錢箱に入させ可申候事

一、割府之儀者其日々惣高之錢四ツに割壹分庄屋方引殘三分は三組に可渡事

尤三割増之勘定を以如斯岩淵割合者此紙面之奥に記候事

一、錢箱之儀其日之朝庄屋三判に而封印致置錢取仕廻候而封切しらべ候時當番庄屋三人錢取番三人其外も手違次第五に目付割府可致事
(原文のまゝ)

一、三人之當番舟戸の詰候終日之雜用小遣共に庄屋壹人百文づゝ之積りを以其日之仕廻に引可申候此外壹錢も引申間敷候尤客人は勿論自分者も酒手小遣入候はゞ自分之錢遣可申候事

一、其日之錢取員數割合之譯此帳面に記置可申候錢取番も内證に而覺書致置節季小割之節引合見可申候事

一、四分壹錢之儀其日之當番三人に三ツ割組頭の預置節季組中の割渡可申候尤其節年中舟戸の遣候賃錢支配致候賄代として分量を以歳暮に至引可申候事

一、向後少々御傳馬有之節も小附番之庄屋互に加り申候而當番

みに賄可申候事

一日惣錢高之錢四ツ割

壹分ハ岩淵兩村庄屋方

殘三分ハ岩淵舟頭方

右之通岩淵庄屋立合相談之上相極候處相違無御座候 以上

寶永四年亥七月朔日

岩淵庄屋

五郎 兵衛 印

彌 兵衛 印

伊右衛門 印

與右衛門 印

十郎右衛門 印

市郎右衛門 印

久左衛門 印

縫左衛門 印

孫右衛門 印

甚右衛門 印

岩本庄屋

茂 兵衛 印

治左衛門 印

小左衛門 印

伊右衛門 印

六郎右衛門 印

附

一、錢取番所に居候庄屋舟役人知人通候と而賃錢ゆるし組中の損掛け申間敷候左様之もの通り候時は歸り可申候のがれかた候はゞ相役に斷致一同致候はゞゆるし可通候事

一、賃錢見のがしに而船に而さり候もの別而不届千萬に候向後急度可仕候事

一、脇々之ものは不及申錢取役に而も番所之外に而錢一切取申間敷候

一、從來賃錢出し候輩夜中にかきらず候さゆへとも夜中之内に而も吉原神原兩宿泊是又庄屋立合不申候共急度錢取役之者成共又は組之内舟越役人之内に而も急度取立置未明立合之居番庄屋方に引渡一錢も不足不致候様に急度可相渡候事萬一不吟味之致方仕候はゞ相談之上急度可申渡候

一、常々上下往來三度荷物只今迄不吟味之致方不届に候向後は外方一切手傳不仕當番切に舟越役人之内方罷出大切に手傳致相應の手傳賃可申請候尤渡舟跡先にかぎらず割合に致積立當番三方に無高下割府可仕候事是亦不届之致方又は違行のもの有之候はゞ急度可申渡候事

一、舟賃出申候もの長舟にのせ候はゞ長舟方御定之舟賃可出候尤長舟は右之心得を以請負はせ可申候不及申候へ共草(又)方不吟味之致方有之由承知致候向後は一切××(二字虫喰)引申儀無之候其心得可有候事

一、岩淵 岩本 兩村に好身或は知人有之主人家來に而も未聞不見之者

德川時代東海道の交通量に關する一考察(金澤)

に候はゞ向後舟賃可取候手紙持參致候はゞ舟賃ゆるし可通候事

一、手前荷物加島の送り候時は何駄遣候と手紙之書付舟場會所へ可申越候手紙遣シ不申口上に而申出候はゞ其分は舟賃取立可申候并加島方買取候何駄と手紙に印判致先達遣申候其會所賄之通に而可申候無左候はゞ是亦舟賃取可申候

附、不時に持來候年貢米之儀は馬方違之時分請取可申候
一、他所之もの買米先様方差賄候と而自分米といつはり舟賃爲取不申ものは詮儀之上急度兩村共に可申付候事

右「附り」によつて、有料無料のものを大體知り得るのであるが、この無料のものについては後に鑑札を渡して置いたこともあり、兩村民の外極めて小數の商人達に過ぎなかつたやうである。

勿論武士を始め傳馬證文其他による無料の渡船者はこの外に存するのであつて、夫れに關しては此の翌年、次の如き訴狀があらはれてゐる。

乍恐以書付御覽申上候御事

東海道富士川渡船賃錢不相拂候町人諸職人商人荷物之儀に付奉伺候覺

一、三度飛脚京大阪御番兼様御荷物兩御組方六駄宛差遣候由先達而御判錢被遣下此分舟賃一切取不申候

一、三度荷物年中別兩大分通申候

一、三度飛脚年中金銀廻通申候
 一、職人之内久能駿府京大阪其外御用に而通候と申候而舟賃一切拂不申候

一、御屋敷方に通候者と申候而殿様方を名乗舟賃拂不申候
 一、後藤縫殿之助荷物并家來共年中大分通申候

一、坂本彌七荷物並家來共年中大分通申候
 一、茶屋四郎治荷物并家來共年中大分通申候

一、上林之御荷物と偽年中大分通申候
 一、金座荷物并家來共年中大分通申候

一、銀座荷物并家來共年中大分通申候
 一、町人御法事方と申候而舟賃拂不申候

一、町人御能方と申候而舟賃拂不申候
 一、町人御具足方と申候而舟賃拂不申候

一、町人御繪師方と申候而舟賃拂不申候
 一、町人御雜方と申候而舟賃拂不申候

一、町人御塗物方と申候而舟賃拂不申候
 一、町人之分越後屋冬木屋惣而此類之町人舟賃拂不申候

一、關東町人上方登之時者關東方殿様を名乗、下之時者吳服を調大分荷物廻し御公家様方名乗舟賃拂不申通申候

一、國々百姓殿様方を名乗歩に參候由申候而舟賃拂不申通申候
 一、大錢取候節御定之船賃取候様に松平紀伊守様より御證文道

中通候得共舟賃拂不申候是旨町人廻通申候
 一、美濃國方奉書之紙町人廻通申候

一、駿府御番衆様町御奉行様方御荷物三度飛脚廻通申候二條大

阪御番衆様御判鑑先達而被遣候故外荷物と紛不申候

一、駿府御代官様を名乗百姓職人町人通申候遠州豆州其外國々在々之者共も名乗紛通候哉知不申候

一、近在之名主百姓御代官様を名乗通申候此外里歩之者共迄偽通申候

一、慶光院御荷物と申偽年中大分通申候
 一、春木くし本と申御×(不詳)年中大分通申候

一、御奉公人様方御狀を持町人通申候も御座候
 一、京大阪駿府長崎境町代官と申候而町人通候時も御座候

一、御本丸様西御本丸様御荷物と申御繪封を指申候而三度飛脚町人通候時も御座候

一、御詰所方商人へ御拂米大分通候時も御座候得共舟賃拂不申候様子承候へば商人手前御附届之由に御座候是者御用米

に而者無御座商人手前渡候迄者商人舟賃拂可申様に奉存候

右之通に町人諸職人商人并三度飛脚荷物町人請負に而御座候得共近年富士川船賃拂不申御權威に而往還通申候先年方御奉公人

様方之外船賃如御定之取候様に被爲仰付御高札被下置候處に右ヶ條之類町人諸職人商人三度飛脚荷物等至迄御權威を以一切船

賃拂不申罷通候得共御用之由申候に付只今迄舟賃取不申候御用之儀者御先觸狀御座候に付晝夜共に無滯漕送仕候今度新御高札

被下置町人諸職人商人荷物不及申御武家様方御荷物に御座候共町人請負に而通候分者船賃如御定之取候様に被仰付難有奉存候

然共右書上候類之町人諸職人商人三度飛脚に至迄近年殊外御權

威申候而舟賃拂不申者共右書面之通御座候右之類之町人諸職人商人舟賃不相拂候筋に御座候はゞ先達而判鑑成共出置上下往還仕候節合印に而罷通候様に被仰付被下候様に奉願上候右無御座候而者吟味難仕右之類舟賃取不申候而者御高札之趣相違仕役人共不念に罷成迷惑仕候依之奉願候者右之類町人諸職人商人三度飛脚荷物等何れ茂町人請負之儀に御座候得者御高札御定之ござく舟賃取可申哉奉願候御慈悲御證文被下置候様奉願候以上

寶永五年子十一月

駿州 岩淵村

富士川渡船場

名主 縫 左衛門 印
 同 與 右衛門 印
 同 甚 右衛門 印
 同 十 郎 右衛門 印
 同 彌 兵衛 印
 同 伊 右衛門 印
 同 市 郎 右衛門 印
 同 久 左衛門 印
 同 孫 右衛門 印
 同 五 郎 兵衛 印
 同國 岩本村
 割本 又 治 右衛門 印
 同 與 右衛門 印
 名主 六 郎 右衛門 印

徳川時代東海道の交通量に關する一考察(金澤)

御奉行様

同 孫 左衛門 印

この訴に對して、次の如き添高札が下附せられてゐる。

富士川渡船之儀奉公人之外者定之通賃錢取立候筈に古來より極置候處近年者町人諸職人商人共荷物にも賃錢不相拂通候も有之由相聞候向後諸職人并商人共荷物は不及申に武士荷物たりさいふとも商人請負にて相通候分者定のごとく賃錢取立往還船渡可致者也

寶永五年子十一月

奉行

三

さて、右の武家の通行其の他に就ては、後の章に譲り、こゝに翻つて前述の『寶永四年賃錢留帳』を一瞥しよう。これは美濃判堅帳であつて本文百十二葉のものである。七月朔日に起り、同じ年の十一月末日に終えてゐるが、こゝには七月分のみを摘記し、次にこれによつて推算した渡船者數を掲げて見やう。

七月朔日分

寶永四年寶士川渡船賃錢留

(三五)

一三五

一、賃錢拾貫九百拾六文

岩淵 錢取番

七兵衛 仁右衛門立合 左治兵衛

此割

八貫百八拾四文

三方舟役人三十人分

殘貳貫七百貳拾八文

三割増 三組取立分

内三百文 居番名主三人終日遣方に引

殘貳貫四百貳拾八文

三組分

八百九文

十郎右衛門組分

八百九文

一郎右衛門組分

八百九文

利右衛門組分

七月二日分

一、賃錢九貫二十五文

岩淵 錢取番

吉右衛門 武左衛門立合 喜右衛門

此割

六貫七百六拾貳文

三方船役人三十人分

殘貳貫貳百五拾四文

三割増 三組取立分

内三百文 居番名主終日三人給に遣方引

殘壹貫九百五拾四文

六百丁五拾文づゝ

孫右衛門組分

六百丁五拾文

縫左衛門組分

六百丁五拾文

茂左衛門組分

七月三日番 但晝迄錢

一、賃錢參貫參百五拾壹文

岩淵 錢取番

佐兵衛 留右衛門 こんへもん

此わり

貳貫五百拾貳文

三方舟頭役人三十人分

殘八百參拾六文

三割増し三組取立

内錢參百文 居番名主三人へ引

殘五百參拾六文

百七拾六文

小左衛門組分

百七拾六文

彌兵衛組分

百七拾六文

伊右衛門組分

右同日

一外に貳百八拾文

此三割まし壹組へ貳拾參文づゝ

右二口へ一口へ貳百貳文づゝ (伊右衛門 彌兵衛當番)

一七月四日五日兩日富士川留り六日に舟渡し仕候爲念如此に御座候 以上

七月五日

當番

四日

重郎右衛門 萬右衛門

五日

縫左衛門 孫右衛門

七月六日

一、賃錢七貫五百參拾四文

岩淵 錢取番

源左衛門 三左衛門 利兵衛

此わり

五貫九百五拾四文

三方船頭役人三十人

殘壹貫九百八拾貳文

三割増し三方取立

内三百文

引

殘壹貫六百八拾貳文

五百五拾七文づゝ

彌兵衛門組
伊右衛門組
次郎右衛門組

七月七日分

一、有錢四貫九百八拾參文

岩淵錢取番
岩本
勘右衛門
太郎衛門
清三郎

此割

參貫七百貳拾九文 三方舟役人三十人分

殘壹貫貳百四拾參文

內參百文は居番名主終日遣方引

殘九百四拾參文

外百文初改後割付

參百四拾六文

十郎右衛門組

參百四拾六文

一郎右衛門組

參百拾四文

利右衛門組

七月八日

一、有錢四貫八文

岩淵錢取番
岩本
金右衛門
一郎右衛門
權左衛門

此割

參貫八文

三方舟役人三十人分

殘壹貫文

內參百文は居番名主

殘七百貳文

此割

貳百參拾貳文づゝ

縫左衛門組

貳百參拾貳文づゝ

孫右衛門組

徳川時代東海道の交通量に關する一考察(金澤)

貳百參拾貳文づゝ

茂左衛門組

七月九日

一、有錢九貫八百貳拾文

岩淵錢取番
岩本
仙右衛門
市左衛門
勘左衛門

此割

七貫參百六拾參文

三方舟役人三十人分

殘貳貫四百五拾參文

內三百文

居番名主

殘貳貫百五拾參文

此わり

七百拾七文

伊右衛門

同斷

彌兵衛

同斷

小左衛門

七月十日分

一、有錢六貫貳百五拾文

岩淵錢取番
岩本
利右衛門
定右衛門
覺右衛門

此割

四貫六百八拾四文

三方舟役人三十人分

殘壹貫五百六拾文

三割増し分

內參百文 居番名主終日遣方引

殘壹貫貳百六拾文

此わり

四百貳拾文は

十郎右衛門組分

四百貳拾文は

六郎右衛門組分

四百貳拾文は

伊右衛門組分

七月十一日分

一、有錢五貫七百參拾文

岩淵錢取番
岩本

傳兵衛
權四郎
忠右衛門

此割

四貫參百文

三方舟役人三十人分

殘壹貫四百參拾壹文

三割増三組分取立

內參百文

右居番名主終日遣方引

殘壹貫九百參拾壹文

此割

參百七拾四文

茂左衛門組分

參百七拾四文

孫右衛門組分

參貫七拾四文

縫左衛門組分

七月十二日改

一、貨錢四貫四百拾壹文

岩淵錢取番
岩本

源兵衛
九兵衛
久右衛門

此譯

參貫參百九文

三方船役人三十人分

殘壹貫百貳文

內參百文

居番名主三人引方

殘八百貳文

此三ツわり

貳百六拾四文

彌兵衛

同斷

伊右衛門

同斷

次郎右衛門

七月十三日

一、有錢貳貫九百六拾文

岩淵錢取番
岩本

茂左衛門
三右衛門
吉左衛門

此割

貳貫貳百貳拾壹文

三方船役人分

殘七百參拾九文

三割増

內三百文

居番名主遣方引

殘四百參拾九文

內百四拾五文

久左衛門組分

同百四拾五文

與右衛門組分

同百四拾五文

利右衛門組分

七月十四日

一、壹貫五百六拾文

岩淵錢取番
岩本

治兵衛
新兵衛
平兵衛

此割

壹貫百六拾九文

三方船役人三十人

參百八拾七文

三割増

內參百文

居番名主遣方に引

殘百八拾壹文

內貳拾九文

縫左衛門組分

同貳拾九文

孫右衛門組分

同貳拾九文

茂左衛門組分

亥七月十五日

一、有錢貳貫七百文

岩淵錢取番
岩本

七左衛門
半右衛門
源左衛門

此わり

貳貫貳拾四文 舟役人三十人分
殘六百七拾貳文 內參百文 居番名主三人

殘參百七拾貳文

三ツわり

百貳拾四文

彌兵衛組

同

伊右衛門組

同

小左衛門組

亥七月十六日

一、有錢壹貫五百文

錢取番

市左衛門 市左衛門 市左衛門 助

內壹貫百貳拾四文

當番三十人分

殘參百七拾貳文

內參百文

居番三人引

殘七拾貳文

三ツ割

貳拾四文

岩淵 十郎右衛門

貳拾四文

同 久左衛門

貳拾四文

岩本 伊右衛門

七月十七日

一、錢貳貫六百八拾八文

此割

壹貫九百六拾八文

當番三十人

六百七拾文

岩淵 兩名主 岩本

內三百文 三人名主遣方に引

殘高三百七拾文

三ツ割

百貳拾參文

岩淵 縫左衛門

百貳拾參文

同 仲右衛門

百貳拾參文

いはもと 六郎右衛門

七月十八日分

一、有錢三貫七百貳拾八文

岩淵 兩村分 錢取

德右衛門 權四郎 長左衛門

此割

貳貫七百九拾參文

兩所舟役人三十人分

殘九百參拾壹文

內參百文

居番名主終日入用に引

殘六百參拾壹文

此わけ

貳百拾文

與右衛門組分

貳百拾文

彌兵衛組分

貳百拾文

治右衛門組分

七月十九日

一、有錢六貫七百文

錢取番

宇右衛門 次右衛門 角左衛門

內五貫貳拾四文

兩所へ渡す

殘壹貫六百七拾貳文

內參百文

居番遣に引

殘壹貫參百七拾貳文

德川時代東海道の交通量に關する一考察(金澤)

此譯

七月二十日
四百五拾六文 岩淵 十郎右衛門組
四百五拾六文 同 久左衛門組
四百五拾六文 岩本 利右衛門組

一、有錢四貫六百文 錢取番 清右衛門
平兵衛

內參貫四百五拾文 兩所へ渡し

殘壹貫百五拾文

內參百文 双方庄や三人

殘而八百四拾八文

貳百八拾文 縫左衛門組分

貳百八拾文 仲右衛門組分

貳百八拾文 岩本 茂左衛門組分

七月二十一日

一、有錢四貫七百拾六文 錢取番

此割 市左衛門
勘右衛門
彌兵衛

參貫五百參拾六文 岩淵 舟役人三十八分

殘壹貫百七拾六文

內參百文 居番庄や三人終日遣方引

殘八百七拾六文

此割

貳百八拾九文 彌兵衛組分

貳百八拾九文 與右衛門組分

七月二十二日 貳百八拾九文 小右衛門組分

一、惣高三貫六百壹文 錢取番 傳左衛門
同 藤左衛門
同 十兵衛

此割

貳貫七百文 岩淵 舟役人三十八分

殘九百文 御まし

內三百文 双方三人分

殘六百文

此三ッ割

貳百文 十郎右衛門組

貳百文 市郎右衛門組

貳百文 伊右衛門組

七月二十三日

一、惣高三貫參拾貳文

此割 錢取番 傳右衛門
同 長兵衛
同 七右衛門

貳貫貳百七拾六文 船方

七百五拾六文

內三百文 庄や三人入用

殘而四百五拾六文

百丁五文 縫左衛門

百丁五文 仲右衛門 (原文のまゝ)

百丁五文 市郎兵衛

七月二十四日

一、有錢三貫五百貳拾四文 岩淵錢取番 與治兵衛
岩本錢取番 權右衛門

此わり

貳貫六百四拾貳文 舟役人三十人分

殘八百七拾八文

內參百文 居番名主終日遣分引

殘五百七拾參文

此わり

百八拾八文 彌兵衛組

同 百八拾八文 元右衛門組

同 百八拾八文 次左衛門組

七月二十五日

一、有錢五貫四百八拾四文 錢取番 岩淵 仙右衛門
岩本 清左衛門
十郎左衛門

此割

三貫七百五拾文 岩淵 舟役人三十人分

外參百六拾參文

御增壹貫貳百五拾文

外に百貳拾壹文

內參百文 居番名主三人

殘九百五拾文

此內百貳拾壹文入

參百五拾五文 重郎右衛門組

參百五拾五文 市郎右衛門組

德川時代東海道の交通量に關する一考察(金澤)

參百五拾五文 利右衛門組

七月二十六日

一、參貫九百六文 錢取番 岩淵 吉兵衛
岩本 傳右衛門
半兵衛

此割

貳貫九百貳拾八文 三十人

九百七拾三文

內參百文 居番名主三人

殘而六百七拾三文

貳百貳拾四文 縫左衛門

外に拾文づゝ

貳百貳拾四文 仲右衛門

外に拾文づゝ

貳百貳拾四文 茂左衛門

外に拾文づゝ

七月二十七日

一、有錢三貫文 岩淵 利右衛門
岩本 藤右衛門
平兵衛

此割

貳貫貳百五文 舟役三十人分

殘七百四拾八文

內參百文 居番名主三人終日遣方に引

殘四百四拾八文

百四拾八文 與右衛門組

百四拾八文 彌兵衛組

(二九)

一四一

百四拾八文 小左衛門組

七月二十八日

一、有錢四貫九百四文

岩淵 錢取番 七兵衛
岩本 忠左衛門
七右衛門

此割

三貫六百七拾五文

岩淵 舟役人三十人分
岩本

御増壹貫貳百貳拾五文

内參百文 居番名主に引

殘九百貳拾五文

參百八文 岩淵 重郎右衛門組

參百八文 市郎右衛門組

參百八文 岩本村 伊右衛門組

(金澤附記 二十九日缺 或は下記晦日とあるが二十九日歟)

七月晦日

一、四貫六百貳拾八文

錢取番 いわぶち 仙右衛門
いゐもこ 喜兵衛
與次兵衛

此割

參貫四百六拾七文

船三十人

御増壹貫百五拾七文

内參百文 居番名主三人入用

殘而八百五拾七文

貳百八拾三文 縫左衛門組

外に貳拾文 仲右衛門

貳百八拾參文 外に貳拾文

貳百八拾參文 六郎左衛門組

外に貳拾文

寶永四年富士川渡船者數(別章參照)

(日々の收入を當時の賃錢一人十六文を以て除したる數、但し實際に於ては乗物荷物等の賃錢を含むが故に、此の數より約十分一を減ずるを妥當とする)

七月 中

一	日	六八二人
二	日	五六四
三	日	二二〇
四	日	川支
五	日	川支
六	日	四一七
七	日	三一
八	日	二五〇
九	日	六一三
十	日	三八〇
十一	日	三五八
十二	日	二七五
十三	日	一八五
十四	日	九七
十五	日	一六八
十六	日	九三

十七日 十八日 十九日 二十日 二十一日 二十二日 二十三日 二十四日 二十五日 二十六日 二十七日 二十八日 二十九日 晦日
 八月中 朔 二 三 四 五 六 七 八
 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

德川時代東海道の交通量に関する一考察（金澤）

一六八 二三八 四一八 二八七 二九四 二二〇 一八一 二二〇 三四二 二四四 一八七 三〇六 二八九 八、二〇七 三四五人 二六一 四三〇 六五七 七二〇 六三〇 四五八 五七九

九日 十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日 十六日 十七日 十八日 十九日 二十日 二十一日 二十二日 二十三日 二十四日 二十五日 二十六日 二十七日 二十八日 二十九日 九月中 朔
 日

三五四 二三五 二三七 二一七 五四 一五八 一五二 一八五 一七一 一三〇 川支 三九 二一四 一三七 三五九 二九一 二二八 一九〇 二五八 二二八 一四〇 一八一 八、二三八 二〇八人

(201)

二日
三日
四日
五日
六日
七日
八日
九日
十日
十一日
十二日
十三日
十四日
十五日
十六日
十七日
十八日
十九日
二十日
二十一日
二十二日
二十三日
二十四日
二十五日

一五〇
一〇〇
一八五
二三七
二〇六
一九三
一九〇
一五一
二二九
一八一
二〇〇
川支(?)
三〇九
六七
二〇〇
二〇七
二一五
一五七
二五〇
一八八
一六五
一四五
一五〇
一三七

二十六日
二十七日
二十八日
二十九日
計
十月中
朔
二日
三日
四日
五日
六日
七日
八日
九日
十日
十一日
十二日
十三日
十四日
十五日
十六日
十七日
十八日

一五二
一一六
一一一
一〇八
四、八四〇
一七五人
一五〇
一三〇
一二五
川支
一〇〇
三一
八七
一五〇
一七八
一五六
一〇四
一〇六
六二
一五六
一〇〇
一〇〇
一一五

十九日	七五
二十日	五六
二十一日	一〇〇
二十二日	一〇〇
二十三日	五〇
二十四日	川支(?)
二十五日	一〇二
二十六日	一七五
二十七日	八四
二十八日	一〇〇
二十九日	六二
晦日	一二五
計	三、〇六四
十一月中	一〇〇 ^八
朔日	九 ^一
二日	一二七
三日	八一
四日	八五
五日	一〇三
六日	八七
七日	一〇二
八日	一二五
九日	一三一
十日	一三一

徳川時代東海道の交通量に関する一考察(金澤)

十一日	六二
十二日	一二五
十三日	八一
十四日	一〇四
十五日	六五
十六日	九〇
十七日	九三
十八日	一二五
十九日	一〇三
二十日	一一七
二十一日	一〇〇
二十二日	一一八
二十三日	六八
二十四日	九〇
二十五日	五六
二十六日	六二
二十七日	八〇
二十八日	四九
二十九日	五三
晦日	九二
計	二、九五五
十二月中	一二五 ^人
朔日	一〇〇
二日	一〇〇

(三三)

三	日	一一九人
四	日	一五〇
五	日	一六二
六	日	一〇八
七	日	一二五
八	日	一二二
九	日	一〇五
十	日	六四
十一	日	一一五
十二	日	一二五
十三	日	一三一
十四	日	一六二
十五	日	一五四
十六	日	一〇〇
十七	日	八三
十八	日	一三七
十九	日	二〇〇
二十	日	二〇〇
二十一	日	川支
二十二	日	二〇六
二十三	日	二一二
二十四	日	一九八
二十五	日	二三一
二十六	日	一七五

二十七日	一八三
二十八日	一〇七
二十九日	一〇六
計	四、〇〇五

四

次に天明六年二月の『富士川船賃四割増日ノ控』
 (半紙判横帳三十二葉)、『同四割増錢預り帳』(同
 上四十二葉)によれば同年一月より翌七年十一月
 に至る渡船者數は略左の通りである。

天明六年二月富士川船賃四割増日ノ控

午二月朔日亥ノ日

一、九十五人

明割

此割増五百九拾文

一、步行二百九十四人

此割増壹貫八百三拾六文

一、荷物三駄

一、三度三駄

此分七拾貳文

一、步行百十七人

此分七百參拾文

一、三度ノ三駄

此割増參拾六文

割増ノ貳貫貳百七拾貳文

貳貫百八拾文

壹貫八拾八文

二月朔日分

岩淵

岩本

十郎左衛門

奥右衛門

孫八

平兵衛

平右衛門

久左衛門

二月二日子ノ日

一、明割歩行百四人

此割増六百四拾八文

一、三度六駄

此分七拾貳文

ノ七百貳拾四文

一、歩行ノ二百五十二人

此割増壹貫五百七拾貳文

一、米二十八駄

此割増參百四拾八文

ノ壹貫九百貳拾四文

一、歩行九十二人

此割増五百七拾貳文
三口ノ參貫貳百貳拾四文

貳貫百四拾八文

壹貫七拾貳文

二月二日分

岩淵

岩本

外十六人

三度一駄

増割參拾六文 岩本分

勝藏

甚右衛門

兵藏

仁右衛門

幸左衛門

與八

二月三日午ノ日

一、明割九十二人

此割増五百七拾貳文

一、米二十駄

此割増貳百四拾八文

ノ八百貳拾四文

一、歩行百九十七人

此割増壹貫貳百參拾文

一、米十九駄

此割増貳百參拾六文

一、三度四駄

此割増四拾八文

ノ壹貫五百拾八文

德川時代東海道の交通量に關する一考察(金澤)

二、口ノ貳貫參百四拾四文

壹貫五百拾貳文

岩淵

七百八拾六文

岩本

一、百四十四人

此割増九百文

一、三度六駄

此割増七拾貳文

ノ九百七拾貳文

六百四拾八文

參百貳拾四文

外ノ八文 欠分

割増ノ壹貫百貳拾貳文

二月三日分

岩本分

與右衛門

彌兵衛

半助

代孫七

多藏

源右衛門

新藏

一、三度十二駄

此割増百八拾四文

一、米三駄

此割増參拾六文

ノ九百文

一、二百二十七人

此割増壹貫四百拾八文

一、米七駄

此割増八拾四文

ノ壹貫五百六文

一、長州御乗物三丁荷物ふん持

此割増八拾四文

一、步行三十八人

此割増貳百參拾貳文

一、三度五駄

此割増六拾文

割増ノ貳貫七百貳文

壹貫八百貳文

九百文

二月四日分

岩淵

岩本

十郎右衛門

奥右衛門

伊右衛門

喜兵衛

伊右衛門

二月四日明割分

一、步行八十五人

此割増五百參拾文

一、同 二十三人

此割増百四拾貳文

二月五日卯ノ日

一、明割七十二人

此割増四百四拾八文

一、米二駄

此分貳拾文

ノ四百六拾八文

一、歩行貳百四拾八人

此割増壹貫五百四拾八文

一、米荷ノ十四駄

此割増百七拾貳文

一、三度荷ノ十二駄

此割増百四拾八文

ノ壹貫八百七拾貳文

外六拾文

ノ貳貫四百八文

壹貫六百六文

八百貳文

二月五日分

二月六日

一、明割歩行百六人

此割増六百七拾貳文

一、米一駄

此割増拾貳文

ノ割増六百八拾四文

貳百貳拾八文

内百拾四文

一、歩行二百十五人

此割増壹貫參百四拾貳文

一、三度荷物二駄

此割増貳拾八文

一、米三十八駄

此割増四百七拾貳文

ノ壹貫八百四拾貳文

六百拾四文

二番割

一、歩行五十六人

此割増參百四拾八文

百拾六文

一、三度荷物一駄

此割増拾貳文

四文

岩淵

岩本

與右衛門

兵吉

彌七

平四郎

吉右衛門

縫右衛門

岩本

常番引

岩本

岩本

岩本

徳川時代東海道の交通量に關する一考察(金澤)

(三七)

一四九

百貳拾文

內五拾八文

惣九百六拾貳文

內百七拾貳文

殘而七百八拾六文

當番引

同斷

彌兵衛

與右衛門

平七

錢長藏

七郎平

新藏

七日

一、步行三十七人

此舟賃貳百參拾文

內

岩淵行

一、米荷物六駄

舟賃貳百拾八文

內七拾貳文

割増

一、三度荷物五駄

舟賃貳百八文

內六拾文

壹ぼん

一、步行二百八人

舟賃四貫七百六十四文

內壹貫三百文

割増

一、米二十四駄一表 岩淵十駄

殘、神原行十四駄

此舟賃

內參百四文

割増

一、米叢十五駄

神原行

此舟賃六百五拾四文

內百八拾四文

一、步行貳拾八人

此舟賃

內百七拾四文

一、三度四駄

此舟賃

內四十八文

一、米一駄

此舟賃

割増拾貳文

三口步行總ノ二百七十四人

舟賃六貫貳百七拾六文

內壹貫七百拾貳文

三度ノ九駄

此舟賃參百九拾文

內百拾貳文

米ノ四十六駄一表

此舟賃

内五百七拾六文

割増ノ貳貫四百四文

八百壹文

壹貫六百貳文

岩本

岩淵

十郎右衛門

奥右衛門

孫 八

外に三度三駄
步行四人

七郎平

此割増六拾文

幸左衛門
文 七

割増惣ノ貳貫四百六拾八文

内 壹貫六百四拾貳文

八百貳拾壹文

岩淵

岩本

二月八日朝割

一、步行百八十二人

此割増五百拾貳文

一、相場四駄

此わり増四拾八文

ノ五百六拾文

一、步行ノ百九十人

此割増壹貫百拾四文

一、通しかこ一丁

此割増拾貳文

一、三度荷九駄

此割増百拾貳文

一、米一駄

此割増拾貳文

一、肴荷四駄

此割増四拾八文

ノ壹貫參百七拾貳文

一、步行ノ六十三人

此割増參百九拾文

一、通しかこ一丁

此割増拾貳文

一、相場荷一駄

此割増拾貳文

ノ四百拾八文

惣割増ノ貳貫參百五拾四文

七百七拾八文

壹貫五百六拾文

外に拾文

岩本村分

岩淵村分

岩本の

二月九日 朝割

一、步行五十七人

此割増參百五拾四文

一、米二十七駄

此割増參百參拾貳文

徳川時代東海道の交通量に關する一考察(金澤)

朝割ノ六百八拾六文

一番箱

一、步行百六十九人

此割増壹貫五拾四文

一、三度荷物四駄

此割増四拾八文

一、米六駄

此割増七拾貳文

割増ノ壹貫百七拾八文

二番割

一、步行八十五人

此割増五百參拾文

一、米一駄

此割増拾貳文

割増三口ノ 貳貫四百拾四文

内八百四文

壹貫六百八文

午二月九日

岩本

岩淵

彌

與

半助代 平

兵衛

兵衛

七

治右衛門

權 七

小左衛門

一、步行三十五人

此割増貳百拾八文

一、三度八駄

此割増百文

ノ三百拾八文

一、步行ノ百七人

此わり増六百六拾六文

駄荷物ノ十七駄

此割増貳百拾二文

三度ノ五駄

此わり増六拾文

ノ九百四拾貳文

二ばん

一、步行三十一人

割増百九十文

惣ノ壹貫四百五拾四文

九百七拾八文

四百八拾七文

十日分

岩淵

岩本

十郎右衛門

奥右衛門

孫 七

八左衛門

幸 八

惣 吉

二月十日申

二月十一日明割分

一、三度八駄

此まし百文

一、歩行七十二人

割増四百四拾八文

ノ五百四拾八文

一、歩行ノ百六十六人

此割増壹貫參拾六文

一、米荷ノ十二駄

わりまし百四拾八文

ノ壹貫貳百六拾文

一、ノ三十八人

此割増貳百三拾六文

惣ノ貳貫參拾文

壹貫參百五拾貳文

六百七拾四文

此割増貳百九拾文

一、三度十二駄

此わり増百四拾八文

一、米四駄

此割増四拾八文

ノ四百九拾文

一、歩行百七十八人

此割増壹貫百拾貳文

二番

一、ノ四十四人

此割増貳百七拾貳文

三口ノ壹貫八百七拾八文

壹貫貳百五拾貳文

六百貳拾六文

十三日

一、歩行四十一人

此舟賃

四割貳百五拾四文

一、三度八駄

此舟賃

四割増百文

一、米一駄

舟賃四拾貳文

四割増拾貳文

二月十二日戊

一、明割歩行ノ四十七人

徳川時代東海道の交通量に關する一考察(金澤)

一、久世米十五俵

右は蒲原行柚木村名主切手

一、步行百五十九人

此舟賃

四割増九百九拾文

一、三度荷物九駄

此舟賃

四割増百拾貳文

一、米荷物一駄

此舟賃四拾貳文

四割増拾貳文

步行六十人

四割増參百七拾貳文

三度荷物四駄

此舟賃

四割増四拾八文

三口ノ 壹貫九百拾貳文

内 六百參拾六文

膏貫貳百七拾四文

十四日

一、步行五十二人

此舟賃

四割増參百貳拾四文

三度荷物二駄

此舟賃四割増貳拾四文

一、御米六俵

柚木村名主切手

右久世三四良様御拂米蒲原行

一、御米三俵

横割村

右久世三四良様御拂米蒲原行

步行百四十一人

此舟賃參貫貳百參拾文

四割増八百七拾八文

三度荷物十一駄

此舟賃四百七拾八文

四割増百參拾六文

一、米荷物一駄

舟賃四拾貳文

四割増拾貳文

步行八十二人

此舟賃

四割増五百拾貳文

三度荷物三駄

十郎右衛門
奥右衛門
孫 八

定 吉

傳兵衛

與五兵衛

此舟賃

四割増參拾六文

三口ノ 壹貫九百參拾文

六百四拾貳文

內 壹貫百八拾四文

外に步行六人

三度一駄

此割増四拾八文

拾六文

內 參拾八文

惣ノ六百五拾八文

十五日

一、步行八十一人

此割増五百六文

一、三度荷物三駄

此割増參拾六文

ノ五百四拾貳文

一、步行百十二人

此割増八百七十二文

一、三度荷物四駄

此割増四拾八文

一、駄附四駄

此割増四拾八文

小以九百七拾貳文

岩本

岩淵

兵藏代

孫 八

岩本

岩淵

岩本

一、步行四十人

此割増貳百四拾八文

一、三度荷物三駄

此割増參拾六文

小以

惣ノ壹貫八百六文

壹貫貳百四文

六百貳文

十六日

一、步行五十一人

此割増參百拾八文

三度十駄

此割増百貳拾四文

米四駄

此割増四拾八文

ノ四百九拾文

內百六拾貳文

一番明

一、步行ノ八十人

此割増五百文

たばこ三個

此割増八文

三度四駄

此割増四拾八文

岩淵

岩本

岩本

岩本

徳川時代東海道の交通量に關する一考察(金澤)

割増ノ六百參拾貳文

二番明

歩行三十七人

此割増二百三十文

惣割増ノ壹貫參百五拾六文

内 四百五拾壹文

(此間用紙一葉切斷の跡あり)

參百參拾壹文

上錢

十七日

一、川支未刻方

朝割之分

一、歩行二十二入

此割増百參拾六文

一、同八十七人

此割増五百七十八文

一、三度荷三駄

わりまし參拾六文

一、歩行三十三人

わりまし貳百六文

割増ノ 九百七拾八文

内 參百貳拾六文

六百五拾貳文

十七日 未刻迄有リ

十八日 川支

十九日 川支

二十日 川支

二月二十一日

一、歩行二百四十四人

一、拾六文 輕尻二駄

一、七拾貳文 駄荷六駄

一、參百參拾六文

三度二十六駄

一、貳拾四文

駿河二駄

一、歩行三十五人

二番明

ノ割増貳貫參百五拾四文

内 七百八拾四文

内 六百元

壹貫五百七拾貳文

二十二日 朝割

一、歩行二十四人

此割増百四拾八文

一、三度荷物十駄

此割増百貳拾四文

割増ノ貳百七拾貳文

一番

一、歩行ノ百五十九人

此舟ちん參貫百參拾貳文

一、米六駄

此わり増七拾貳文

岩本 孫兵衛
岩淵

岩本 上錢
岩淵

割増ノ壹貫六拾六文

一、此割増ノ 壹貫參百四拾貳文

内 四百四拾六文

岩本分

二ばん明

一、歩行ノ三十人

此割増百八拾四文

一、米一駄

此割増拾貳文

一、三度荷物八駄

此わり増百文

ノ割増參百文

内 百文

内 七拾貳文

貳百文

朝晝夕

惣ノ四百九文

二月二十三日酉

朝割之分

一、三度荷四駄

わりまし四拾八文

一、歩行二十一人

割増百參拾文

割増ノ百七拾八文

一番明

一、歩行百六十八人

割増壹貫四拾八文

一、三度四駄

わりまし四拾八文

一、駿河荷二駄半

割増參拾文

一、歩行七十七人

わりまし四百七拾八文

一、から尻 一疋

わりまし八文

割増惣ノ壹貫八百貳文

午二月二十三日酉

六百壹文

岩淵

上錢

岩本

上錢

二月二十四日朝明

一、三度荷物六駄

此わり増七拾貳文

一、歩行五十九人

此割増參百六拾六文

ノ四百四拾貳文

一、歩行百二十二人

此割増七百六拾文

一、三度荷物一駄

此割増拾貳文

徳川時代東海道の交通量に關する一考察(金澤)

(三二)

一五七

岩本分

久左衛門

一、馬六疋

此割増七拾貳文

一、米たばこ五駄

此割増六拾文

一、歩行五十六人

此割増參百四拾八文

一、米五俵

一、三度一駄

此割増參拾貳文

惣割増ノ 壹貫七百參拾八文

五百八拾四文

二月二十四日分

岩本

彌兵衛

奥右衛門

平七

錢取番

伊左衛門

二月二十五日亥

一、歩行十八人

此舟賃

四割増百拾貳文

一、米四駄

此舟賃

四割増四拾八文

ノ百六拾文

一、三度荷物九駄

此舟賃

四割増百拾貳文

一、歩行九十九人

此舟ちん貳貫貳百六拾五文

四割増六百拾八文

一、米三駄

此舟ちん五百六拾六文

四割増百六拾文

一、三度荷物三駄

此舟賃百參拾文

割増參拾六文

一、歩行四十二人

此舟ちん

四割増貳百六拾文

荷物ノ十三駄

内 三度三駄 駿河三駄 米七駄

割増百六拾文

一、通しかこ一丁

割増拾貳文

惣ノ壹貫五百參拾文

内 壹貫貳拾文

五百拾文

二月二十五日

岩淵

岩本

十郎右衛門

二月二十六日朝

一、歩行五十五人

わりまし參百參十文

一、三度一駄

わりまし拾貳文

參百四拾貳文

一番明ヶ

一、歩行百九十貳人

此御割増壹貫貳百文

一、三度荷物十駄

此割増百貳拾四文

一、米荷物十二駄

御割増百四拾八文

惣割増小以壹貫四百七拾貳文

一、歩行二十三人

わりまし百四拾貳文

一、三度五駄

わりまし六拾文

一、駄付四駄

割増四拾八文

小以貳百五拾四文

惣參貳貫七拾貳文

彌惣太 孫八

二月二十七日 内 六百八拾八文

岩本

一、歩行三十人

此割増百八拾四文

一、三度荷物十四駄

此割増百七拾四文

一、米一駄

此わり増拾貳文

一番明ヶ

一、歩行百五十六人

此割増九百七拾貳文

一、歩行十九人

此割増百拾八文

惣參壹貫四百五拾四文

四百八拾貳文

九百六拾八文

二月二十七日

岩本 岩淵

彌兵衛

奥右衛門

半助代

平七

天明六年富士川渡船者數 (別章參照)

(推算方法、實永四年分に準ず。
但し當時賃錢一人二十二文)

期日	一月	二月	計
朔日より六日まで	八八〇人	計	一五、二四四
七日	四六六	二十四日	六四〇
八日	六三七	二十五日	八三八
九日	七五〇	二十六日	五七四
十日	一、〇五四	二十七日	四八六
十一日	五六七	二十八日	五五四
十二日	六二五	二十九日	九四八
十三日	五六五	計	一五、二四四
十四日	六四八	朔日	五〇六人
十五日	六六六	二日	四六四
十六日	四〇四	三日	四三三
十七日	七一二	四日	三七三
十八日	四六八	五日	三二〇
十九日	六〇五	六日	三七七
二十日	四八六	七日	二七七
二十一日	五五〇	八日	三三五
二十二日	五四九	九日	三一一
二十三日	五七二	十日	一七三
		十一日	二七六
		十二日	二六九
		十三日	二六〇
		十四日	二八一
		十五日	二三三

二月中(前掲)

歩行

乗物

三度荷

雜荷

外十五表別日
外九表別日

十六日	一六八	〇	〇	一四	五	八日	三五〇
十七日	一四二	〇	〇	三	〇	九日	二一六
十八日	川支					十日	五二〇
十九日	川支					十一日	四五七
二十日	川支					十二日	五八二
二十一日	二七九	二	二六	八		十三日	五七九
二十二日	二一三	〇	一八	七		十四日	三三六
二十三日	二六六	一	八	二、五		十五日	三二四
二十四日	二三七	六	八	七、五		十六日	四一五
二十五日	一五九	一	一五	一七		十七日	四三六
二十六日	二七〇	〇	一六	一六		十八日	二五九
二十七日	二〇五	〇	一四	一		十九日	二七八
二十八日	川支					二十日	三五五
二十九日	川支					二十一日	三五五
晦日	川支					二十二日	一八〇
計	六、八二七	一五	二八五	三二九、五 (外日)		二十三日	二三四
三月中						二十四日	三六〇
朔日	川支					二十五日	三〇六
二日	川支					二十六日	二五六
三日	川支					二十七日	二九七
四日	川支					二十八日	川支
五日	五二一人					二十九日	川支
六日	一五六					計	七、九九三
七日	三二五						

徳川時代東海道の交通量に關する一考察(金澤)

四月中

史學

二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----

三六三	三〇四	二六一	二九七	一二四	二三五	二二一	三一五	二九四	三六一	一八五	一八〇	二五二	二四二	一九一	四一九	二〇五	一九八	川支	二三五	二六二	二〇九	二七〇	一四八
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----

五月	朔	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----

二七〇	二二三	一七〇	一六三	一五五	六、七五二	一二九人	一五四	一六四	一五九	一三四	一二五	一三五	一七二	一〇八	一六二	一三五	一〇〇	一六二	一三五	一九八	川支
-----	-----	-----	-----	-----	-------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

第十卷 第二號 (三〇) 一六二

九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	朔日	六月 中	二十九日	二十八日	二十七日	二十六日	二十五日	二十四日	二十三日	二十二日	二十一日	二十日	十九日	十八日	十七日
一五九	一九六	二四九	二二四	一三五	一八〇	一一五	一二八	一〇二人	計	七二	八三	一三五	一一九	九九	八一	七七	一三三	一四七	一四七	一七五	川支	川支
										三、	四九九											

二日	朔日	七月中	二十九日	二十八日	二十七日	二十六日	二十五日	二十四日	二十三日	二十二日	二十一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日
一九八人	川支	計	三一八	六七四	川支	川支	川支	川支	一九二	一三三	一六八	一八〇	二三四	三二〇	川支	川支	川支	川支	一七一	一七一	二二〇	四五
			四、	四一〇																		

徳川時代東海道の交通量に関する一考察(金澤)

三 日
 四 日
 五 日
 六 日
 七 日
 八 日
 九 日
 十 日
 十一 日
 十二 日
 十三 日
 十四 日
 十五 日
 十六 日
 十七 日
 十八 日
 十九 日
 二十 日
 二十一 日
 二十二 日
 二十三 日
 二十四 日
 二十五 日
 二十六 日

二〇一人
 一六〇
 二八八
 五三二
 四六八
 三二九
 二四六
 三〇七
 川 支
 三〇六
 二七四
 川 支
 川 支
 川 支
 川 支
 川 支
 川 支
 川 支
 川 支
 川 支
 一八七
 一六五
 ? (記帳なし)
 一五七
 一八七
 二〇〇
 二八八

二十七 日 川 支
 二十八 日 川 支
 二十九 日 川 支
 晦 日 川 支
 計 四、五〇九
 八月中
 朔 日 川 支
 二 日 川 支
 三 日 川 支
 四 日 川 支
 五 日 三七八人
 六 日 一八一
 七 日 三二
 八 日 川 支
 九 日 一四四
 十 日 川 支
 十一 日 川 支
 十二 日 川 支
 十三 日 川 支
 十四 日 川 支
 十五 日 一四四
 十六 日 二二六
 十七 日 三六五
 十八 日 一八三

十九日	二三六
二十日	二一五
二十一日	七五
二十二日	川支
二十三日	川支
二十四日	二八六
二十五日	二〇八
二十六日	二八六
二十七日	一三三
二十八日	二三九
二十九日	一三三
計	三、四八三
九月中	
朔日	一〇〇人
二日	一七三
三日	一四〇
四日	三五
五日	川支
六日	川支
七日	川支
八日	川支
九日	川支
十日	川支
十一日	一六二

十二日	三一七
十三日	二二二
十四日	一三八
十五日	二一四
十六日	一一六
十七日	一三七
十八日	二〇六
十九日	一三五
二十日	一五六
二十一日	二三四
二十二日	一四六
二十三日	一八八
二十四日	二七一
二十五日	二五五
二十六日	一八一
二十七日	一五七
二十八日	九八
二十九日	一六二
晦日	一〇八
計	三、九六四
十月中	
朔日	一〇三人
二日	一一四
三日	二一六

徳川時代東海道の交通量に関する一考察(金澤)

(三三)

四日
五日
六日
七日
八日
九日
十日
十一日
十二日
十三日
十四日
十五日
十六日
十七日
十八日
十九日
二十日
二十一日
二十二日
二十三日
二十四日
二十五日
二十六日
二十七日

一八四人
一〇九
一七二
一四六
六〇
二四七
九四
一一七
一九九
一三六
一二六
一六一
一四六
一七一
一二六
一九八
一一六
一三五
一八二
一一八
一三九
一七二
一一一
一七三

二十八日
二十九日
晦日
計
閏十月中
朔日
二日
三日
四日
五日
六日
七日
八日
九日
十日
十一日
十二日
十三日
十四日
十五日
十六日
十七日
十八日
十九日

七五
一三三
九八
三、八四一
一〇〇人
一〇九
一五八
一一一
一九八
七七
一九八
一六二
一九八
一五三
一六三
一六五
一五四
一〇六
一五六
一一八
二〇三
一三一
一五四

二十日	一五八
二十一日	二三四
二十二日	八二
二十三日	二〇五
二十四日	一六二
二十五日	二三八
二十六日	一三五
二十七日	二一一
二十八日	一六三
二十九日	七九
晦日	川支
計	四、四九一
十一月中	
朔日	一九八人
二日	一六五
三日	二三八
四日	一五一
五日	二〇八
六日	二二四
七日	一四七
八日	一五二
九日	一四九
十日	一六六
十一日	一四四

徳川時代東海道の交通量に關する一考察(金澤)

十二日	一八〇
十三日	一五八
十四日	二三二
十五日	一二二
十六日	九一
十七日	七二
十八日	一七一
十九日	一二六
二十日	二〇五
二十一日	一六一
二十二日	九一
二十三日	一六五
二十四日	一七五
二十五日	一八三
二十六日	一五一
二十七日	二一六
二十八日	一五四
二十九日	七七
計	四、六七二
十二月中	
朔日	五九人
二日	一九八
三日	一四二
五日	二二三

(三五)

六日	一二四人
六日	六一
七日	一八九
八日	二七四
九日	二三五
十日	一〇八
十一日	二八八
十二日	二〇一
十三日	一〇八
十四日	一六九
十五日	八一
十六日	二一七
十七日	一六〇
十八日	一九〇
十九日	一八一
二十日	三二七
二十一日	二八〇
二十二日	二八〇
二十三日	二五〇
二十四日	三二〇
二十五日	三八八
二十六日	一九九
二十七日	二二一
二十八日	二八八

二十九日	一五三
晦日	一四五
計	六、四四九

天明七年富士川渡船者數(別章參照)

(推算方法前項に同じ)

一月	七、一〇四人
二月	六、七〇一人
三月	四、一〇三人
四月	三、二一三人
五月	二、七四一人
六月	一、七六八人
七月	二、五一八人
八月	三、七九〇人
九月	五、四九六人
十月	四、一〇六人
十一月	三、七五六人
十二月	(記帳なし)

(未完)